



平成 28 年 7 月 15 日

各 位

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号  
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ  
代 表 取 締 役 社 長 剣 持 忠  
(コード番号 : 2130)  
問い合わせ先: 取締役兼常務執行役員 小峰 正仁  
TEL 03-5144-0660

## 「内部統制システム整備の基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの全取締役及び全従業員が法令や会社諸規程を遵守し、コンプライアンスを重視した継続企業(ゴーイングコンサーン)として存続・発展するために全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底する。

当社グループは、既にコンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に法令違反等の有無の報告、処分を含む処置に当たらせる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、既に文書管理規程を制定しているが、全取締役はこの規程の定めるところに従って情報の保存及び管理を行う。また、文書の電子化等の新しい技術の進歩、保存方法の進化等に常に留意し、時代の変化に対応した文書管理規程の見直し・改訂を行う。

また取締役は全従業員に対し情報の保存等に関して適宜指導し、取締役や監査役の閲覧の要望に迅速に対応できる体制を構築する。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を中核とする総合的なリスク管理体制を構築・整備・運用する。またこれらのリスクによる経済的損失をカバーする各種の損害保険等について定期的に見直す。

#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

高い独立性と専門性に立ち取締役会の監督機能を果たすため、1～2名の社外取締役と2名以上の社外監査役を置く。

定例取締役会を毎月1回原則として全取締役及び全監査役出席の下に開催し、取締役会規程及び関係法令に定められた重要な意思決定を行う。取締役及び監査役は必要と認めた場合、意見を述べるとともに特に取

締役が反対意見の時はこれを議事録に記録する。議案は原則として書面の説明書をつけ会日の数日前には常勤役員(取締役及び監査役)に配布する。また取締役会の決定事項の徹底を図るため及び取締役会の意思決定に資するため執行役員会を定期的に開催し、全常勤役員はこれに出席する。

#### 5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めている。

当社グループは同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制を整備する。また、社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性を確保するとともに、独立した内部監査担当を選任して内部統制システムの整備及び運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告する。

#### 6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に基づき当社から子会社へ役職員を派遣し、役職員は子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告等を行う。

また、当社内部監査部門による内部監査を行う。

#### 7. 当社グループの監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を行う上で従業員の補助を求めた場合は、監査役の同意を得た上で当社管理部門の従業員が対応する。

#### 8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は職務を補助すべき専任の従業員及びその変更については、監査役の同意を要するものとする。また当該従業員は当社グループの就業規則等に従うが、当該従業員の指揮命令権は各監査役に属するものとし、人事考課等に際しては、監査役に意見を求めるものとする。

#### 9. 当社グループの取締役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

原則として監査役はすべての取締役会に出席し、定例及び臨時の取締役会において取締役は業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査役の意見を聴取する。

監査役には取締役会前に事前に議案書等を配布し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行っており、また、監査役は職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整え、速やかに情報提供する。

また、常勤監査役は当社におけるリスク・コンプライアンス委員会のオブザーバーとして当社グループのリスク、

問題点等を把握し対応する。

また、コンプライアンス通報規程を策定し、監査役及び外部弁護士を窓口とした内部通報制度を設け、全従業員がコンプライアンス違反及び不適切な行為等を通報することができ、通報者が保護される体制を整備している。

#### 10. 当社グループの監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループの監査役の職務執行のために生じる費用については、当社が負担する。

#### 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は、社外監査役とする。常勤及び非常勤社外監査役の人選等は現任する監査役の意見を聴取し、決定する。

監査役会は、監査に係る当社の会計監査人、内部監査部門及びコーポレートサービスディビジョンとの連携を密にし、各監査機関の監査の実効等を期すため、取締役に対して意見及び情報の提供等を行う。

以 上